

独立行政法人ガバナンス検討チームについて

趣旨・概要

- 独立行政法人のガバナンスのあり方を検討するため、内閣府特命担当大臣（行政刷新）の下に、副大臣・政務官級及び有識者で構成する「独立行政法人ガバナンス検討チーム」を設置する。

事務局長 大島内閣府副大臣

構成員 内閣府（行政刷新担当）、総務、財務、文部科学、厚生労働の副大臣、政務官及び有識者

- まずは、来年4月から独立行政法人に移行する6つの国立高度専門医療センター（※）について集中的に検討を加え、12月～1月中を目途に一定のとりまとめを行う。

※国立がんセンター（東京都）、国立循環器病センター（大阪府）、国立精神・神経センター（東京都）、国立国際医療センター（東京都）、国立成育医療センター（東京都）、国立長寿医療センター（愛知県）の6センター

- 有識者メンバーは、当面、以下のとおりとする。（敬称略・五十音順）

伊東賢治 公認会計士

大久保和孝 公認会計士

近藤達也 医薬品医療機器総合機構 理事長

境田正樹 弁護士

塩田浩平 京都大学 副学長

志賀櫻 弁護士

筒泉正春 社会医療法人愛仁会 理事長

正木義博 済生会横浜市東部病院 院長補佐

森川富昭 徳島大学附属病院 病院教授

吉川廣和 DOWAホールディングス株式会社 会長

※ 必要に応じ、オブザーバーの参加もある。

庶務

検討チームの庶務は、内閣官房において処理する。

独立行政法人ガバナンス検討チーム参集者

- ※ 大島 敦 (内閣府副大臣)
泉 健太 (内閣府大臣政務官)
渡辺 周 (総務副大臣)
階 猛 (総務大臣政務官)
野田 佳彦 (財務副大臣)
鈴木 寛 (文部科学副大臣)
足立 信也 (厚生労働大臣政務官)
- 伊東 賢治 (公認会計士)
大久保和孝 (公認会計士)
近藤 達也 (独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長)
境田 正樹 (弁護士)
塩田 浩平 (国立大学法人京都大学 副学長)
志賀 櫻 (弁護士)
筒泉 正春 (社会医療法人愛仁会 理事長)
正木 義博 (済生会横浜市東部病院 院長補佐)
森川 富昭 (国立大学法人徳島大学附属病院 病院教授)
吉川 廣和 (DOWAホールディングス株式会社 会長)

※：事務局長

(敬称略)

平成21年12月11日

とりまとめ

独立行政法人ガバナンス検討チーム取りまとめ

～NCのガバナンスのあり方について

1. 独立行政法人通則法のガバナンス強化に関する改正案(別添資料を参考)

(ア) 現行の問題点について

現行の独立行政法人通則法では、理事長に業務運営の全権限が集中している構造になっており、チェック&バランスの仕組みが事実上存在しない。

(イ) 提言1. 理事長、理事、監事に対するチェック&バランスの仕組みを導入する

- ① 業務執行権者(理事長)と重要事項(重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任等)についての業務執行決定権限者(理事会)を分離する。
- ② 理事長及び理事の任命権を主務大臣に専属させない仕組みにする。
- ③ 理事長・監事の任命権者が理事長・監事を任命するに際しては、事前に「役員選考委員会(仮称)」の承認を経るものとする。
- ④ 理事の任命権を理事長に専属させないようにする。
- ⑤ 理事長が理事を任命するに際しては、事前に「役員選考委員会(仮称)」の承認を得るものとする。
- ⑥ 監事は常勤とする。
- ⑦ 監事の権限を強化する。
 - 監事に理事会に出席し意見を述べる権限及び義務、理事及び理事会に対する事業報告を求める権限、独法の業務及び財産の状況調査権限、理事会招集権限を与える。
 - 監事室を新たに設置し、独法はその予算を確保する。監事は監事補助者(会計・法律・経営・医療の専門家等)を自らの責任で採用することができ、かつその人事評価権を専有する。

(イ) 提言2. 内閣府行政刷新会議内に「独立行政法人ガバナンス委員会」を新た

に設ける。

同委員会内に、①役員選考委員会(仮称)、②予算・決算管理委員会(仮称)、③業務運営監視・コンプライアンス委員会(内部通報窓口など)(仮称)、④評価委員会(仮称)の各分科会を設ける。

- ① 役員選考委員会(仮称)は、理事長、理事、監事の選考を行う(会計監査人の選考は、監事が行う)。
- ② 予算決算管理委員会(仮称)は、予算及び決算の掌理を行う。
- ③ 業務運営管理委員会(仮称)は、法令順守の監視・監督、レジデントの労務管理、内部通報窓口、不正を行った役員(理事長・理事・監事・会計監査人)に対する責任追及を行う。
- ④ 評価委員会(仮称)は、法人の業務の実績の評価等を行う。

(ウ) 提言3. 理事会の直轄機関として、執行役員から構成される業務全体の統括するための執行会議を常設機関として置く。

たとえば、がんセンターの場合には、各事業所(中央病院、東病院、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、及び研究所)について、各一名の執行役員を選任するものとし、当該執行役員は責任をもって当該事業所の事業を執行するものとし、各事業所における職員の人事権についても、原則として執行役員に属するものとする。(管理職など理事会の人事権に服するものはこの限りではない)

- ① 具体的な法人の業務について、人事・労務部門、経理・財務部門、リスクマネジメント・法務部門、臨床担当部門、公衆衛生担当部門、研究部門、調達その他総務部門などの各部門に分類し、本部機構に、それぞれの部門の責任者を配置するとともに、上記各部門について所管する担当理事を定めるものとする。
- ② 執行役員については、上記のとおり重大な職責を担うため、その選任は理事会の決議事項とする。
- ③ 法人の公正かつ透明な組織運営の実現のため、執行役員及び管理職について、厚生労働省からの職員及び天下り官僚の登用は行わないものとする。

(エ) 提言4. 理事長の選考基準を明確にし、その選考方法プロセスを国民にとってわかりやすいものとする。

- ① 理事長の選考基準を定め、選考基準に該当する者が出てこない限り、安易な選定は行わない。たとえば、国立がんセンターの場合には、以下の実績があることを要件とする。
- 病院又は研究所の経営・運営の経験及び実績があること。
 - 臨床又は研究分野において、医師としての業績があること。医師でなくても、経営・運営の経験及び実績があればよいという考え方もあるが、どんなにマネジメント能力が高い医師であっても、例えば手術が下手等、医師としての評価が低いと、人心が付いてこないという専門職集団の性質はあるため、医師であることが望ましい。
 - 就任予定の NC が掲げるべき理念(ミッション)を職員及び国民に対して提示し、実践すること。
 - 就任後、理事長はアンケートやヒアリング等によって職員の生の声を聴き、環境改善に役立てること。特にレジデント、看護師、事務職、非常勤や雇用関係のない者の声にも耳を傾け、必要な措置を講ずること。
- ② 理事長の選任方法
- 公募によって必ずしも良い人材を得られるとは限らず、新政権において始めて発足する独法を任せる人材は、政治のリーダーシップで決定するという考え方もある。
 - 公募か否かに関わらず、独立行政法人ガバナンス委員会に設ける役員選考委員会の推薦を得て、行政刷新担当大臣が任命する。
 - 理事長の任に耐えうる人材に出会うまで選考を繰り返す。時間がないからといって準備不足のまま拙速に選任することは現に慎まなければならない。
- ③ 理事の選考基準
- 医療関係者を過半数とする。臨床又は研究分野において、医師としての業績があること。診療科単位等の経営・運営の経験及び実績があること。
 - 医療関係以外の者は、病院・研究所・企業等の経営・運営の経験及び実績があること、又は、法務や会計に関する経験及び実績があること。